

# 季節風

2015.11.24  
No.29  
山鹿市立鹿北中学校  
文責：郡 一路

## インクルーシブ教育システム構築

### インクルーシブ教育とは

来年、四月から「障害者差別解消法」が施行されます。現在、その準備が着々と整えられています。

その背景には、「インクルーシブ教育システム」と「合理的な配慮の提供」とがあります。これからの教育にとって、とても大切な考え方なので、紹介したいと思います。インクルーシブ教育の語源、インクルードは「包み込む」という意味です。つまり障がいのある人もそうでない人も、何か理由をつけて排除したりせず、すべてかけがえない人として包み込んでいく教育を目指しますということです。

### 合理的配慮とは

その人の求めるニーズによって適切に必要な支援を考えていく、これが合理的配慮です。言いかえると、必要な配慮をどのように、その人に届けるかということが、これからの学校のみならず、社会全体に求められるわけです。

日本は、すべての子どもや人を障がい等によって差別される環境に置くのではなく、それぞれが必要な支援を受けて、みんなで共生する社会を目指そうとしています。このことは高齢者の方々に対する考え方にも共通しており、これからの社会のあり方を左右する大切な考え方なのです。

## □ 成果発表会 □

午前中の市内6小・中学校と鹿本農業高校での公開授業・授業研究会に引き続き、午後は、市役所内の市民交流センターにてインクルーシブ教育システム構築の成果発表会の全体会が行われました。

全体会では、山鹿市が文部科学省の指定を受け、3年間研究を重ねてきた取組についての成果と課題について発表しました。

兵庫教育大学大学院教授、樋口一宗教授による基調講演と、九州ルーテル大学の河田将一准教授をコーディネーターとしてのパネルディスカッションを通して、山鹿市の取組やインクルーシブ教育について理解を深めることができました。

来年4月より、障害者差別解消法が施行され、障がいを持った人への合理的配慮を行うことは法的な義務となります。つまり、合理的配慮を行わないというのは、法律違反となります。その重みを十分認識していく必要があります。

## インクルーシブ教育システム授業研究会

二十日（金）、二時間目、ランチルームにて、公開授業を行いました。県内各地から約三十名の方々が来校され、授業を参観されました。



授業は、それぞれの生徒が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点で参観していただきました。また、そのた



めに、どのような環境整備が必要なのかについても提案しました。

これからの学校教育を大きく変えていくインクルーシブ教育システム。私たち教職員の意識についても、研修を重ねながら、さらに変えていきたいと思えます。

